

令和 6 年度第 13 回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和 7 年 3 月 28 日（金）

午前 9 時 30 分から

岡崎市役所 福祉会館 6 階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第 80 号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第 81 号 農地の転用の許可の申請について

議案第 82 号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第 83 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第 84 号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第 85 号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

議案第 86 号 地域計画の変更について（意見）

議案第 87 号 農用地利用計画変更について

議案第 88 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

議案第 89 号 事務の委任の改定について（協議）

(2) 報告

報告第 58 号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第 59 号 現況証明願について

報告第 60 号 農地の改良のための届出の受理について

報告第 61 号 農地の転用のための届出の受理について

報告第 62 号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第 63 号 令和 6 年岡崎市の農地の賃借料情報について

3 出席委員

（農業委員）

1 番 石川 修次、2 番 木俣 壽人、3 番 酒井 功二、4 番 柴田 若江

5 番 竹田 圭一、6 番 浅岡 治徳、7 番 太田 智代、8 番 太田 政俊

10 番 酒井 美明、11 番 成田 恭淑、12 番 保田 眞吉、13 番 加藤 健一

14 番 内藤 成一郎、15 番 二村 誓也、16 番 羽根田 正志、17 番 片岡 幸雄

18 番 近藤 靖一、19 番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20 番 市川 充、21 番 小野 盛光、22 番 中根 良夫、23 番 太田 立身

24 番 倉橋 寿樹、25 番 畔柳 雅人、26 番 柴田 享、27 番 原田 隆志

28 番 太田 昌宏、29 番 高木 政昭、31 番 加藤 良則、32 番 畔柳 則宏

33 番 新家 和義、35 番 阿部田 光春、36 番 鈴木 安光、37 番 山口 和雄

38 番 山内 隆一

4 欠席委員

9 番 神谷 六雄、30 番 八田 導英、34 番 新實 文夫

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は9番の神谷 六雄委員と30番の八田 導英委員と34番の新實 文夫委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは7番の太田 智代委員と8番の太田 政俊委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第80号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って5件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

保田 委員：申請番号65番 調査年月日は令和7年3月22日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号66番 調査年月日は令和7年3月24日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員：申請番号67番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、29番の高木が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和7年3月21日となっております。この申請は、これまで譲受人が借り受けていた申請地を、譲受人の農業経営を拡大したいという要望により所有権の移転を行うものとのことです。本人への聞き

取り及び現地調査の結果、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

加藤(良) 委員：申請番号 68 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 20 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 69 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 21 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 81 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

市川 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 19 日。本案件は、令和 3 年 10 月より申請地にて一時転用の許可を得て営農型太陽光発電事業を行っており、引き続き同事業を行うため転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 82 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 103 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 26 日。本案件は、阿知和工業団地造成工事を受注したが、造成に伴い仮設沈砂池が必要なため、申請地を利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号 104 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 23 日。本案件は、現在住んでいる住宅の老朽化や同居人数の増加に伴い、敷地を拡大して住宅を建て替える必要があるため、申請地に農家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号 105 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 21 日。本案件は、現在、賃貸住宅にて生活しているが、家族が増え手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 106 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 25 日。本案件は、現在、賃貸住宅にて生活しているが、家具等が増え手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 107 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 22 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 108 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 24 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差がある申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 109 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 20 日。本案件は、現在賃貸住宅に妻と子どもの 3 人で暮らしているが、第 2 子の出産に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号 110 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 25 日。本案件は、太陽光発電事業を営んでいるが、順調に収益を上げており、さらに事業を拡大するため、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号 111 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 21 日。本案件は、現在賃貸住宅に夫婦で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

山内 委員：4 月から盛土規制法が施行されますが、農地法の手続きとの調整はどのように行われますか。農地法の申請時点で提出がされているべきなのか、許可までされていないのか、教えてください。

事務局：都計法の開発許可と同様に、同時許可を原則としています。ただし、先に盛土規制法の許可を受けておく分には問題はございません。

山内 委員：ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。他にご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 83 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 24 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 84 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（意見）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、意見なしといたします。次に、議案第 85 号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（要請）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、要請するものといたします。次に、議案第 86 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（地域計画の変更（意見）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、意見なしといたします。次に、議案第 87 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

新家 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 7 年 3 月 20 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり、分家住宅への進入路が必要となったため農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（政） 委員：申請番号 2 番 調査員の神谷委員が本日欠席されているため、8 番の太田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 7 年 3 月 20 日とな

っております。本案件は、現在住んでいる本宅を兄弟が引き継ぐこととなっているため、将来手狭になることを考え、申請地に分家住宅を建築したいというもののことです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

酒井(美) 委員：申請番号3番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、10番の酒井が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和7年3月21日となっております。本案件は、現在、自動車整備業を営んでいるが、借りていた土地を返還することになり、駐車場が不足したため、申請地を駐車場として利用するため農用地から除外したいというもののことです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

保田 委員：申請番号4番 調査年月日は令和7年3月22日。本案件は、現在、建材・住宅設備・照明器具・サッシなどの販売及び配送業を営んでいるが、受注増加に伴い現在の事務所では手狭になってきたため、申請地に倉庫を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、変更するものといたします。次に、議案第88号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(令和7年度最適化活動の目標の設定等について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：昨年は活動目標が8日となっていたものが、今年度は活動目標9日となっているが、国から9日という指定があったのか、事務局が設定したのかどちらでしょうか。また、必ず9日やらなければならないのでしょうか。

事務局：目標日数についてですが、昨年設定させていただいた８日を委員の皆様達成していただいたため、国からの指示により目標日数を増やすこととなっておりますので、９日としております。ただ、９日と設定しておりますが、委員の皆様への負担が大きくなると思われますので、これまでの８日を最低限活動していただき、可能であれば、９日以上活動していただければと思います。

酒井(功) 委員：分かりました。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第 89 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(事務の委任の改定（協議）について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：この改正によって、農業委員としての事務が何か増えるのでしょうか。

事務局：今回の改正で農業委員の皆様の事務が増えることはございません。

酒井(功) 委員：分かりました。

会長：全員賛成と認め、承諾するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	11 件
現況証明願について	1 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件
農地の転用のための届出の受理について	3 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	17 件
令和 6 年岡崎市の農地の賃借料情報について	

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 10 時 30 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（7 番）

岡崎市農業委員会委員（8 番）